

証券コード 4397  
2021年11月12日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目5番18号  
株式会社チームスピリット  
代表取締役社長 荻島 浩司

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましても、感染防止の観点より、会場への当日のご来場はお控えいただくことを推奨させていただきます。その場合には書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2021年11月29日（月曜日）午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご来場いただく場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、当社の判断により、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大の防止のために必要な措置（株主様の体調等次第ではご入場をお断りする場合がございます。）を講じる場合がございますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月30日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内  
ベルサール東京日本橋5階 コンファレンスセンター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第25期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、計算書類、  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corp.teamspirit.com/ja-jp/>）に掲載させていただきます。

本株主総会においては、参加者全員のマスク着用、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様につきましてはご入場をお断りする場合がございます。また会場設営にあたっては、感染症の拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「第25期定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

#### <株主総会当日のライブ配信について>

株主総会当日の様子を、インターネットでライブ配信いたします。具体的な視聴方法につきましては、同封の「株主様向け第25期定時株主総会のライブ配信について」のご案内をご確認ください。

ただし、本ライブ配信からは議場での議決権行使及びご質問を承ることはできませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。また、配信に際しては、ご出席株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「すべての人を、創造する人に。」のミッションのもと、勤怠管理の高度化、勤務状況の可視化、経費精算等各種業務フローのデジタル化を1つのサービス内で実現し、クラウド環境を通してお客様に提供するERPのフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX（注1）」を提供しております。

当社グループが提供するサービス領域における短期的な事業環境といたしましては、残業時間上限規制等を定めた「働き方改革関連法」（2019年4月施行）の中小企業への適用が2020年4月から開始されたことで、「勤怠管理」の高度化ニーズが高まりを見せています。さらに昨今、テレワーク等の多様な働き方に対応するため、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの実現を可能にする「工数管理」への需要も高まっています。

中長期的な事業環境といたしましては、今後多くの企業において生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）への取組みがさらに加速することが予想されます。特にエンタープライズ企業（注2）では、2000年頃に一斉導入されたERP並びに、それに付随したデータのエントリー機能を担う「勤怠管理システム」や「経費精算システム」といったERPのフロントウェアシステムのリプレイス需要が高まっています。従来、これらのシステムは各社独自の仕様で構築されるケースが一般的でしたが、昨今は更新投資やシステム保守費をかけることなく最先端のサービスを利用することができるSaaS（注3）への関心が高まっています。当社グループは、このようなエンタープライズ企業におけるDXニーズに応えるため、一部のエンタープライズ企業のお客様に先行販売中であった製品「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始いたしました。そして、「エンタープライズ市場開拓戦略（注4）」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行ってまいりました。その結果、2021年8月期

下半期（2021年3月～8月）の、エンタープライズ企業を中心としたGB/EBUセグメント（注5）におけるリード数は、同上半期（2020年9月～2021年2月）比で4倍程度増加しており、戦略への手ごたえを実感しております。しかし、GB/EBUセグメントにおける商談は、初回面談から受注まで平均して半年から1年程度（規模によってはさらに長期の商談もあり）のリードタイムを要するため、2021年8月期実績への貢献は限定的でした。

2021年8月期は、EBUセグメント（注5）で新規受注が獲得できず、トータルライセンス増加数は満足のいく結果となりませんでした。GBセグメント（注5）を中心に新規受注は引き続き堅調に推移しました。また、カスタマーサクセスの活動を通じて既存顧客の解約率は低位に推移し、さらに既存のお客様からの追加受注も堅調に推移したことで、契約ライセンス数は321,534ライセンス（前連結会計年度末比15.8%増）、契約社数は1,531社（同122社増）となりました。

新型コロナウイルスの影響については、一部のお客様で導入プロジェクトの延伸や、コスト削減対策の一環で予備枠として確保していたライセンスを細かく削減する動きが見られましたが、その他特段の悪影響は発生しておりません。中長期的には、働き方の多様化や大企業のDXへの取組みの加速などが追い風となり、「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の需要は増加していくものと考えております。

以上の結果、当連結会計年度におけるライセンス売上高は2,354百万円（前連結会計年度比20.1%増）、プロフェッショナルサービス売上高は542百万円（同11.8%増）となり、売上高は合計で2,896百万円（同18.5%増）となりました。ライセンス売上高はGB/EBUセグメントが牽引し堅調に推移しました。プロフェッショナルサービス売上高は第2四半期に計上したスポットサポートの大口商談が寄与し前年対比で増収となりました。営業利益は、「TeamSpirit EX」の本格販売に合わせて実施したマーケティング活動に伴う広告宣伝費や、主に営業人員の強化に伴う採用費、人件費の増加により169百万円（同40.9%減）となりました。経常利益は174百万円（同40.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は122百万円（同51.9%減）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

(注1)TeamSpirit EX:2018年より一部のエンタープライズ企業のお客様に先行導入し機能拡張を行ってきた「TeamSpirit WSP (Workforce Success Platform)」を名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始したクラウドサービス。EXは、Enterprise、Experience、Expansion、Extend、Exceedを連想させる略語。

(注2)企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が100～999名の企業
スモール企業	従業員が99名以下の企業

(注3)SaaS:Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを經由して利用できるサービス。

(注4)エンタープライズ市場開拓戦略:エンタープライズ企業におけるERPのフロントウェア(勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等)は、手組みのスクラッチシステムやオフライン型のパッケージシステムなどの利用が大半であり、それらのシステムをリプレイスしていく戦略。

(注5)セグメントの定義は以下のとおり。

名称	定義
GB/EBUセグメント	General Business/Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
EBUセグメント	Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が4,000ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
GBセグメント	General Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500～3,999ライセンスの企業から構成されるセグメント
MMセグメント	Mid Market の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が100～499ライセンスの企業から構成されるセグメント
SMBセグメント	Small and Medium Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が99ライセンス以下の企業から構成されるセグメント

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の額は1百万円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年8月期)	第 23 期 (2019年8月期)	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (当連結会計年度 (2021年8月期))
売上高 (百万円)	-	-	2,445	2,896
経常利益 (百万円)	-	-	292	174
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	-	-	255	122
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	15.81	7.57
総資産 (百万円)	-	-	2,810	3,171
純資産 (百万円)	-	-	1,445	1,577
1株当たり純資産 (円)	-	-	89.26	97.20

(注) 当社グループでは第24期より連結計算書類を作成しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2018年8月期)	第 23 期 (2019年8月期)	第 24 期 (2020年8月期)	第 25 期 (当事業年度) (2021年8月期)
売上高 (百万円)	1,232	1,820	2,445	2,896
経常利益 (百万円)	54	244	279	160
当期純利益 (百万円)	91	223	242	109
1株当たり当期純利益 (円)	6.55	14.27	15.03	6.75
総資産 (百万円)	1,772	2,337	2,774	3,125
純資産 (百万円)	835	1,121	1,433	1,550
1株当たり純資産 (円)	56.62	71.18	88.49	95.53

(注) 当社は2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これらの株式分割がすべて第22期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	100,000 シンガポールドル	100.0%	アジア・太平洋地域における TeamSpirit EXの開発・販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループが提供するサービスは、ポストコロナ時代の多様な働き方への対応やDXの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後ますますの需要増加が期待されます。当社グループのさらなる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ① エンタープライズ市場の開拓

エンタープライズ企業のフロントウェアシステム（勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等）のDXニーズに応えるため、一部のエンタープライズ企業のお客様に先行販売中であった「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始しました。そして、「エンタープライズ市場開拓戦略」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行ってまいりました。当社は、同戦略を成功させることが中長期的な企業価値・株主価値の向上に資すると考えており、費用対効果の検証を行いながら、戦略的に先行投資を増大させていく方針です。

#### ② ミッド・スモール市場の成長再加速

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な新機能のリリースといった「TeamSpirit」の機能強化に加え、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場の成長を再加速させるために各種施策を推進してまいります。

## ③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

## ④ 「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の知名度向上と契約ライセンス数の拡大

当社グループは2021年8月末時点で契約ライセンス数321,534ライセンス、契約社数1,531社と、クラウド・IT業界で一定の知名度を構築できているものと考えておりますが、日本国内企業の従業員数と当社契約ライセンス数を比較した場合、そのシェアは約0.7%といまだ低水準であり、大きな拡大余地が残されております。

当社プロダクトの「フロントウェア×Employee Success」という独自のポジショニングについて、見込み客となる企業により一層認知、評価していただき、契約ライセンス数を拡大させていくためには、戦略的かつ積極的なPR・マーケティング活動、セールス活動が重要であると考えております。

## ⑤ 中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、中長期的なARR成長のため開発投資を中心に積極的な先行投資を進めており、2022年8月期は営業損失を計上する見通しとなっております。

主力製品である「TeamSpirit」は、高い収益性を誇り安定したキャッシュ・フローの創出に貢献しておりますが、「TeamSpirit EX」は未だ先行投資が続く赤字事業となっております。

「エンタープライズ市場開拓戦略」を成功させることで「TeamSpirit EX」の早期黒字化を達成し、中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出を目指してまいります。なお、先行投資に関しては、その費用対効果を見極めながら規律を持った投資を行い、2026年8月期において営業利益率25%程度を目指していく方針です。

## (5) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

事業区分	事業内容
SaaS事業	働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の提供

(6) **主要な営業所及び工場** (2021年8月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
-----	--------

② 子会社

TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール
-------------------------------	--------

(7) **従業員の状況** (2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
133 (1) 名	19名増 (2名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
115 (1) 名	20名増 (2名減)	37.2歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 直近1年間において従業員数が20名増加しております。これは主に事業の拡大等による採用の増加によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,280,000株
- ② 発行済株式の総数 16,227,600株(自己株式315株を含む)
- (注) 新株予約権の行使に伴う新株式発行により、32,400株増加しております。
- ③ 株主数 7,993名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
荻島 浩司	5,040,000	31.1
Draper Nexus Technology Partners2号投資事業 有限責任組合	1,532,800	9.4
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	777,977	4.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE- AC)	704,037	4.3
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	545,600	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	454,900	2.8
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN(CASHPB)	308,100	1.9
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	292,300	1.8
オーバーザラインボー株式会社	200,000	1.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	196,000	1.2

(注) 持株比率は自己株式(315株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年8月17日
新 株 予 約 権 の 数		76個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,400株 (新株予約権1個につき 400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 225円)
権 利 行 使 期 間		2018年8月19日から 2025年8月18日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 12,800株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
摘 要		上記のうち、取締役1名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

### (注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社並びに当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。
3. 新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。
4. その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	荻島 浩司	－
取 締 役	中 野 剛	サービスディベロップメント担当 サービスディベロップメントディビジョン ディビジョン リーダー TeamSpirit Singapore Pte.Ltd. Managing Director
取 締 役	山 下 康 文	戦略企画担当 兼 コーポレート担当 戦略企画室室長 兼 コーポレートディビジョン ディビ ジョンリーダー
取 締 役	菅 原 義 智	ソリューションセールス&サービス担当 ソリューションセールス&サービス ディビジョンリーダー
取 締 役	曾 我 勝 一	－
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan 代表取締役社長 株式会社寺岡製作所 取締役
取 締 役	虎 見 英 俊	ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	高 安 雄 治	高安雄治公認会計士事務所 所長
監 査 役	伊 藤 雅 浩	シティライツ法律事務所 パートナー弁護士 株式会社マツリカ 監査役 情報技術開発株式会社 監査役 株式会社アンバランス 監査役 株式会社POPER 監査役 カラクリ株式会社 監査役 株式会社マイベスト 監査役
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所 所長 伊藤忠商事株式会社 取締役 株式会社LIFULL 監査役 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役菅原義智氏、曾我勝一氏及び虎見英俊氏は、2020年11月25日開催の第24期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役古市克典氏及び取締役虎見英俊氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役高安雄治氏、監査役伊藤雅浩氏及び監査役中森真紀子氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役高安雄治氏及び監査役中森真紀子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役伊藤雅浩氏は、弁護士であり法律及び法務実務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役の古市克典氏、虎見英俊氏及び監査役の中森真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、同時に取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本方針

当社の取締役の報酬（以下単に「報酬」という。）は、当社グループの企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとします。

#### b.業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

報酬の金額は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

#### c.個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。

d.金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

なお、当事業年度において業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬は制度として導入しておりません。

e.取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定するものとします。その理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最適であるためです。代表取締役社長は、上記の各方針に従い社外取締役の意見を勘案して、取締役の個人別の報酬の内容を決定するものとします。

ロ. 監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 ( 名 )	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	11 (3)	113 (12)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	12 (12)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	14 (6)	125 (24)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役社長を兼任しております。同社と当社は代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、株式会社寺岡製作所の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役の虎見英俊氏は、ミラックスセラピューティクス株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の高安雄治氏は、高安雄治公認会計士事務所の所長を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の伊藤雅浩氏は、株式会社アンバランスの監査役を兼任しております。同社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少(当社の売上高に占める比率は1%未満)であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、シティライツ法律事務所のパートナー弁護士、株式会社マツリカ、情報技術開発株式会社、株式会社POPER、カラクリ株式会社、株式会社マイベストの監査役を兼任しております。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の中森真紀子氏は、株式会社LIFULLの監査役を兼任しております。同社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少(当社の売上高に占める比率は1%未満)であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、中森公認会計士事務所の所長、伊藤忠商事株式会社の取締役及びM&Aキャピタルパートナーズ株式会社の監査役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	古市 克典	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	虎見 英俊	取締役就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	高安 雄治	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	伊藤 雅浩	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	中森 真紀子	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

### ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役古市克典氏及び虎見英俊氏は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等を期待されており、在任期間中における両氏の助言・提案等によって当社の経営体制がさらに強化されたものと判断しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
  - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
  - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役社長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
  - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外の組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社外の通報窓口又は内部監査担当につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとし、
  - b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査役に対して報告を行うものとし、
  - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、
  - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
  - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
  - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
  
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
  - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
  - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査役会と連携します。
  
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
  - b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
  
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を読覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
  - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
  - c. 監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとします。
  - 監査役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
  - 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
  - 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は18回（会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議4回を含む）開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役5名、社外取締役2名の7名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

### ② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告（2回）いたしました。

### ③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

#### ④ 監査役の監査体制

監査役会を14回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、中間配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

## 連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,753,943	流 動 負 債	1,594,603
現金及び預金	2,447,990	買掛金	14,622
売掛金	22,804	未払法人税等	103,570
前渡金	225,444	繰延収益	1,193,715
その他	57,720	賞与引当金	9,180
貸倒引当金	△17	その他	273,515
固 定 資 産	418,029	負 債 合 計	1,594,603
有 形 固 定 資 産	59,051	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	45,437	株 主 資 本	1,576,701
その他	13,614	資 本 金	802,288
無 形 固 定 資 産	145	資 本 剰 余 金	792,288
その他	145	利 益 剰 余 金	△17,365
投資その他の資産	358,833	自 己 株 式	△509
繰延税金資産	236,745	その他の包括利益累計額	667
その他	122,088	為替換算調整勘定	667
資 産 合 計	3,171,972	純 資 産 合 計	1,577,369
		負 債 純 資 産 合 計	3,171,972

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,896,926
売上原価	1,388,054
売上総利益	1,508,871
販売費及び一般管理費	1,339,846
営業利益	169,025
補助金の収入	8,422
営業外費用	744
為替差損	3,468
株式交付	92
その他	4
経常利益	174,627
税金等調整前当期純利益	174,627
法人税、住民税及び事業税	127,075
法人税等調整額	△75,290
当期純利益	122,842
親会社株主に帰属する当期純利益	122,842

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 計 合 計
	資本金	資本剰 余 金	利益剰 余 金	自己株式	株主資 本合計	為替換 算調整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	798,530	788,530	△140,208	△425	1,446,425	△916	△916	1,445,509
当連結会計年度変動額								
新株の発行(新株予約 権 の 行 使 )	3,758	3,758			7,516			7,516
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			122,842		122,842			122,842
自 己 株 式 の 取 得				△83	△83			△83
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						1,584	1,584	1,584
当連結会計年度変動額合計	3,758	3,758	122,842	△83	130,275	1,584	1,584	131,859
当連結会計年度末残高	802,288	792,288	△17,365	△509	1,576,701	667	667	1,577,369

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

##### ② 非連結子会社の有無 なし

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
その他	3年～15年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## ② 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ③ 収益の計上基準

### イ. ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

### ロ. プロフェッショナルサービス

契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

## ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産236,745千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のライセンス数としております。将来の事業計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のライセンス数が、経営環境の変化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**4. 連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 38,544千円

**5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,227,600株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 315株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的

となる株式の種類及び数

普通株式 34,400株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,447,990 千円	2,447,990 千円	－ 千円
(2) 売掛金	22,804		
貸倒引当金(※)	△17		
	22,787	22,787	－
資産計	2,470,778	2,470,778	－
(3) 買掛金	14,622	14,622	－
(4) 未払法人税等	103,570	103,570	－
負債計	118,192	118,192	－

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 買掛金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	97円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円57銭

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,704,618</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,574,998</b>
現金及び預金	2,398,872	買掛金	14,622
売掛金	22,804	未払金	105,551
前渡金	225,444	未払費用	98,598
前払費用	55,272	未払法人税等	102,661
その他	2,241	繰延収益	1,193,715
貸倒引当金	△17	預り金	11,607
<b>固 定 資 産</b>	<b>420,535</b>	賞与引当金	9,180
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>57,502</b>	その他	39,062
建物附属設備	45,437	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,574,998</b>
工具、器具及び備品	12,065	(純 資 産 の 部)	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>145</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,550,155</b>
ソフトウェア	145	資本金	802,288
<b>投資その他の資産</b>	<b>362,887</b>	資本剰余金	792,288
関係会社株式	8,574	資本準備金	792,288
繰延税金資産	236,745	利益剰余金	△43,911
敷金及び保証金	117,566	その他利益剰余金	△43,911
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,125,153</b>	繰越利益剰余金	△43,911
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△509</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,550,155</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,125,153</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,896,926
売 上 原 価		1,388,054
売 上 総 利 益		1,508,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,356,217
営 業 利 益		152,654
営 業 外 収 入	8,675	
そ の 他	647	9,322
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	963	
株 式 交 付 費	92	
そ の 他	4	1,059
経 常 利 益		160,917
税 引 前 当 期 純 利 益		160,917
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	126,613	
法 人 税 等 調 整 額	△75,290	51,322
当 期 純 利 益		109,594

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から  
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	798,530	788,530	788,530	△153,506	△153,506	△425	1,433,128	1,433,128
当 期 変 動 額								
新株の発行(新株 予約権の行使)	3,758	3,758	3,758				7,516	7,516
当 期 純 利 益				109,594	109,594		109,594	109,594
自己株式の取得						△83	△83	△83
当 期 変 動 額 合 計	3,758	3,758	3,758	109,594	109,594	△83	117,027	117,027
当 期 末 残 高	802,288	792,288	792,288	△43,911	△43,911	△509	1,550,155	1,550,155

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年
  - ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
- (4) 収益の計上基準
  - ① ライセンス  
契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。
  - ② プロフェッショナルサービス  
契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。  
なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

**2. 表示方法の変更に関する注記**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

**3. 会計上の見積りに関する注記**

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産236,745千円

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

**4. 貸借対照表に関する注記**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,986千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,004千円

短期金銭債務 9,045千円

**5. 損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 75,751千円

販売費及び一般管理費 173,428千円

営業取引以外の取引高 8,675千円

**6. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 315株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,443千円
ソフトウェア	281,153千円
賞与引当金	2,810千円
その他	15,664千円
繰延税金資産小計	306,072千円
評価性引当額	69,327千円
繰延税金資産合計	236,745千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	所有 直接 100.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託 (注)	8,675	流動資産 その他	1,004

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務受託の取引条件は、業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 95円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円75銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社チームスピリット  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社チームスピリット  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口	昌宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2020年9月1日から2021年8月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月26日

株式会社チームスピリット 監査役会  
常勤監査役 高安 雄治 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 伊藤 雅浩 ㊟  
社外監査役 中森 真紀子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

### 1. 提案の理由

#### ①監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、2021年10月13日付「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本株主総会の承認を条件として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等所要の変更を行うものであります。

#### ②場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社におきましても、遠隔地の株主さま等多くの株主の皆さまが出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款に第12条の2の新設を行うものであります。なお、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を勘案し、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

#### ③その他の変更

取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨（第28条第1項の新設）、資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨（第35条の新設）等、所要の変更を行うものであります。なお、第28条第1項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当定款変更は本株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</p> <p>③ (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会)</u></p> <p>第12条の2 <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、9名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～④ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～④ (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(業務執行)</p> <p>第22条 <u>取締役社長</u>は会社の業務を統轄し、他の取締役は<u>取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</u></p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が<u>取締役社長</u>の業務を代行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第22条 <u>代表取締役</u>は会社の業務執行を統轄する。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> が<u>代表取締役</u>の業務を代行する。</p> <p>③ 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行 (法令に別段の定めのある事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項に関わらず、<u>監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員</u>は、<u>取締役会</u>を招集することができる。</p> <p>③ <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="219 163 500 187">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="189 234 340 258"><u>(監査役の員数)</u></p> <p data-bbox="173 270 632 294">第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="189 341 485 365"><u>(監査役の選任及び解任の方法)</u></p> <p data-bbox="173 378 712 402">第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="228 414 748 508">② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="228 520 748 613">③ 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p data-bbox="189 660 340 684"><u>(監査役の任期)</u></p> <p data-bbox="173 697 748 790">第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="228 802 748 896">② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="189 943 334 967"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="173 979 748 1043">第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="189 1090 400 1114"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="173 1126 748 1220">第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p data-bbox="228 1232 748 1295">② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p data-bbox="807 163 1025 187">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="954 234 1014 258">(削除)</p> <p data-bbox="954 341 1014 365">(削除)</p> <p data-bbox="954 414 1014 438">(削除)</p> <p data-bbox="954 520 1014 544">(削除)</p> <p data-bbox="954 660 1014 684">(削除)</p> <p data-bbox="954 802 1014 827">(削除)</p> <p data-bbox="778 943 966 967"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="763 979 1336 1043">第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p data-bbox="778 1090 1029 1114"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="763 1126 1336 1220">第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p data-bbox="817 1232 1336 1326">② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行通り)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 (現行通り)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第37条 (現行通り)</p> <p><u>附 則 (2021年11月30日定款変更)</u></p> <p>1 第25期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p>2 第12条の2は、当社が、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。その後の改正を含む。)に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効力発生の日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おぎ しま こう じ 荻 島 浩 司 (1960年5月20日)  再 任	1982年4月 日幸興産株式会社 入社 1983年4月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 1996年10月 有限会社ネットウェイ設立 代表取締役 1996年11月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2011年8月 オーバーザレインボー株式会社設立 代表取締 役（現任） 2020年12月 小町アセット合同会社設立 代表社員（現任） 2020年12月 雪ノ下アセット合同会社設立 代表社員（現 任）	5,040,000 株
2	ふる いち かつ のり 古 市 克 典 (1961年5月11日)  再 任	1985年4月 日本電信電話株式会社 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年7月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年3月 PRTM Management Consulting(現PwC コ ンサルティング合同会社) 入社 2007年4月 同社 パートナー 2008年6月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャ パン合同会社) 執行役員社長 2009年3月 同社 代表取締役社長 2013年8月 株式会社Box Japan 代表取締役社長(現任) 2018年11月 当社 取締役（現任） 2021年6月 株式会社寺岡製作所 取締役（現任）	200 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2021年8月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古市克典氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が多くの会社役員の実験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等がいただけることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、古市克典氏との間で会社法第427条第1項の規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	とら み ひで とし 虎 見 英 俊 (1967年5月31日)  新任	1990年5月 デロイトトウシュートマツ(米国) 入所 1992年8月 三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) ロスアンゼルス支店 入行 1998年4月 ハネウェルジャパン株式会社 入社 2009年7月 株式会社そーせい 執行役員副社長 2012年5月 Sosei R&D Ltd. 取締役 2013年5月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 2015年6月 株式会社そーせい 代表取締役 2017年9月 株式会社メトセラ 社外取締役 2019年3月 テラ株式会社 取締役 2020年5月 ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役 (現任) 2020年11月 当社取締役 (現任)	－ 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	た な べ み ち こ 田 邊 美 智 子 (1978年2月21日)  新任	2003年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2008年 3 月 公認会計士登録 2019年 1 月 有限責任監査法人トーマツ 退所 2019年 2 月 toBe マーケティング株式会社 監査役（現任） 2019年 2 月 株式会社ピーススタイル（現 株式会社ピーススタイルホールディングス） 監査役 2019年 4 月 株式会社フォーデジット 監査役 2019年10月 ジーホールディングス株式会社 監査役 2020年 2 月 株式会社ピースオブケイク（現 note株式会社） 取締役監査等委員（現任）	－ 株
3	う じ け け ち ゅ う た 氏 家 優 太 (1983年 7 月 24日)  新任	2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2013年 4 月 グリー株式会社 出向 2014年 6 月 同社より帰任 2015年 9 月 長島・大野・常松法律事務所 退所 2015年 9 月 青山綜合法律事務所 入所 2017年 4 月 同事務所 パートナー（現任） 2019年 9 月 株式会社イングリウッド 監査役（現任）	－ 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2021年8月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 虎見英俊氏は、社外取締役候補者であります。当社は、虎見英俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 虎見英俊氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等がいただけることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。
5. 田邊美智子氏及び氏家優太氏は、社外取締役候補者であります。両氏が選任された場合は、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 田邊美智子氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が公認会計士であり会計・財務の分野における豊富な経験と専門的知見から当社経営に対して有用な助言・提案等がいただけることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。
7. 氏家優太氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割は、同氏が弁護士であり法律の分野における豊富な経験と専門的知見から当社経営に対して有用な助言・提案等がいただけることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。
8. 田邊美智子氏の戸籍上の氏名は、清水美智子です。
9. 当社は、虎見英俊氏との間で会社法第427条第1項の規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、田邊美智子氏及び氏家優太氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で当該契約をする予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されること条件に、現代表取締役社長の荻島浩司氏の補欠として、あらかじめ補欠取締役役（監査等委員である取締役を除く。）1名の選任をお願いするものであります。なお、取締役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とし、決議の効力は次回定時株主総会の開始の時までといたします。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ふりがな 氏名 (生年月日)		
やま した やす ふみ 山下 康文 (1977年10月30日)	2001年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社 入社 2010年6月 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）入社 (日本オラクル株式会社へ出向) 2019年9月 当社 入社 戦略企画室 室長(現任) 2019年11月 当社 取締役(現任) 2021年3月 当社 コーポレートディビジョン ディビジョンリーダー(現任)	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2021年8月31日）現在の株式数を記載しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年11月27日開催の当社第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき、現在に至っております。

また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役1名）となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみで構成します。

本議案は、14頁に記載の当社における「取締役の報酬の内容の決定に関する方針等」に沿っており、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、上記方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、社外取締役分も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めることといたしたく存じます。本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名（すべて社外取締役）となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、本議案の内容に基づく定額での基本報酬のみで構成します。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 内  
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター  
TEL 03-3510-9236



交通	銀座線・東西線・浅草線	日本橋駅	B6出口	直結
	銀座線・半蔵門線	三越前駅	B6出口	徒歩約3分
	JR線	東京駅	八重洲北口	徒歩約6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。